別添５

八千代市学校給食食物アレルギー対応食の基本方針

学校給食は，栄養バランスのとれた食事を提供することにより，健康の保持増進，体位の向上を図ることはもちろんのこと，望ましい食習慣を身につけ，好ましい人間関係を育てるなどをねらいとしている。さらに，食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として活用されている。

このように，学校給食は，学校教育の一環として実施されているため，食物アレルギー等のある児童生徒に対し，可能な限り対応するよう努めていく。

１　食物アレルギー対応食の対象児童生徒

卵・乳・小麦・えび・かに・そば（以下「除去対象食物」という。）に関して食物アレルギー等のある児童生徒のうち，その保護者が食物アレルギー対応食の提供を希望する者とする。

２　食物アレルギー対応食の内容等

・食物アレルギー対応食の提供は，調理場で調理するものについて実施し，調理は，食物アレルギー対応食専用の調理室で行う。

・食物アレルギー対応食は，原則として学校給食の基本の献立（基本食）から除去対象食物を除去した「除去食」とし，食物アレルギーの程度や品目別に対応した除去は行わない。

・除去対象食物以外の食物アレルギー原因食物については，教育委員会が配付する献立表等により，保護者が判断するものとする。

・除去対象食物が含まれている加工食品等については，除去対象食物が含まれていない食品で対応する場合がある。

・落花生（ピーナッツ）・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・マカダミアナッツの５種類は提供しない。

３　食物アレルギー対応食の実施の決定等

・食物アレルギー対応食の実施は，次の手順により決定する。

⑴食物アレルギー対応食の提供を希望する保護者は，八千代市学校給食食物アレルギー対応食に関する調査票及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を教育長に提出する。

⑵教育委員会は，保護者との面談を実施し，食物アレルギー対応食の内容について説明を行う。

⑶教育委員会から説明を受けた上で食物アレルギー対応食の提供を希望する保護者は，八千代市学校給食食物アレルギー対応食実施申請書を教育長に提出する。

⑷教育長は，食物アレルギー対応食の実施について審査を行い，その可否を決定し，八千代市学校給食食物アレルギー対応食実施決定通知書により保護者及び学校長に通知する。

⑸実施決定通知を受けた保護者は，その内容を確認の上，八千代市学校給食食物アレ

ルギー対応食同意書を教育長に提出する。

⑹教育委員会は，同意書を提出した保護者に対し，食物アレルギー対応食予定献立表を事前に送付する。

・児童生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は，食物アレルギー対応食の提供は行わない。

・食物アレルギー対応食の提供は，年度ごとに実施するものとするが，希望する保護者からの必要書類の提出により，随時対応する。

4　食物アレルギー対応食の管理

・教育委員会は，食物アレルギー対応食を提供するに当たり，その献立の作成を行う。

・食物アレルギー原因食物の混入を防止するため，調理に関する手順については，担当職員が書面をもって事前に事業者と協議し，作業内容を確認する。

・食物アレルギー対応食の誤配等を防止するため，調理，配送，配膳時に担当職員によるチェックを確実に行う。

・学校は，給食配膳員が食物アレルギー対応食の搬入から学級担任又は教職員への受渡し及び確認を行う。

5　食物アレルギー対応食の給食費

学校給食の基本の献立（基本食）と同額とする。ただし，飲用牛乳を中止する場合は，給食費を減額する。

6　食物アレルギー対応食の食数

児童生徒の安全を十分に確保するため，対応可能な食数の範囲内とする。